

都営住宅使用料等に係る納入通知書及び納付書の金額の誤りについて

都営住宅使用料等の請求において、一部の居住者の方への請求金額に誤りがあったことが判明しましたので、以下のとおりお知らせします。

対象者の皆様には多大な御迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことのないよう、万全を期してまいります。

1 概要

令和2年8月31日(月)、東京都住宅供給公社(以下「公社」という。)に、都営住宅使用料等に係る納入通知書及び納付書の金額について居住者の方から問い合わせがあり、状況を確認したところ、8月28日(金)に発送した納入通知書及び納付書の使用料等の金額が過大に記載されていることが判明しました。

2 対象者

都営住宅使用料等(7月分)の支払期限を延長した方 727名

3 対象者への対応

- ・対象者727名に、明日までに、説明及び謝罪の手紙を発送します。
- ・明日以降、正しい請求金額の納入通知書及び納付書を発送します。

4 原因と対策

公社の指示を受けた都営住宅管理総合システムの受託事業者が、データ作成時に誤って使用料を二重に計上していました。詳細については現在調査中です。

今後このようなことがないように再発防止策を徹底してまいります。

(問い合わせ先)

東京都住宅供給公社公営住宅管理部都営収納課

電話 03-3409-2261(代)

住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課

電話 03-5320-4976

住宅政策本部都営住宅経営部指導管理課

電話 03-5320-4985